（不動産の鑑定評価に関する法律施行令の一部改正）

第二十四条　不動産の鑑定評価に関する法律施行令（昭和三十九年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「行政手続等における情報通信の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「）第三条第一項」を「。第四条各号において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により同項」に改め、「（以下単に「電子情報処理組織」という。）」を削る。

第四条各号中「電子情報処理組織」を「情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織」に改める。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第二十五条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項ただし書を削る。

（河川法施行令の一部改正）

第二十六条　河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、同条第五項中「行ない」を「行い」に、「附し」を「付し」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「行なつた」を「行つた」に改め、同項を同条第四項とする。

第五十七条の二中「、第二十二条第六項」を「、第二十二条第四項」に改め、同条の表第二十二条第六項の項中「第二十二条第六項」を「第二十二条第四項」に改め、同条の表第二十二条第六項の項中「第二十二条第六項」を「第二十二条第四項」に改める。

第五十七条の三中「、第二十二条第六項」を「、第二十二条第四項」に改め、同条の表第二十二条第六項の項中「第二十二条第六項」を「第二十二条第四項」に改める。

第五十七条の四の表第二十二条第六項の項中「第二十二条第六項」を「第二十二条第四項」に改める。

第五十七条の五第二号中「第二十二条第四項及び第六項」を「第二十二条第二項及び第四項」に改める。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第二十七条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条の十五第二項中「はつて」を「貼つて」に改め、ただし書を削る。

第四十一条の二第八項中「第二十七条の三十の七第五項及び第六項」を「第二十七条の三十の七第四項及び第五項」に改める。

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第二十八条　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項の表第三十一条の二の項中「第三十一条の二」を「第三十二条」に改める。

（社会保険労務士法施行令の一部改正）

第二十九条　社会保険労務士法施行令（昭和四十三年政令第三百二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「はる」を「貼る」に改め、ただし書を削る。

（労働安全衛生法関係手数料令の一部改正）

第三十条　労働安全衛生法関係手数料令（昭和四十七年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

第七条第一項中「はる」を「貼る」に改め、ただし書を削る。

（作業環境測定法施行令の一部改正）

第三十一条　作業環境測定法施行令（昭和五十年政令第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号ロ中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

第四条第一項中「はる」を「貼る」に改め、ただし書を削る。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

第三十二条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に改める。

（貸金業法施行令の一部改正）

第三十三条　貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「はつて」を「貼つて」に改め、ただし書を削る。

第三条の十三第二項中「はつて」を「貼つて」に改め、ただし書を削る。

第三条の十四第二項中「に」とあるのは「登録申請書に」と、「受験申込書の提出」とあるのは「法第二十四条の二十五第一項の主任者登録又は法第二十四条の三十二第一項の主任者登録の更新の申請」を「」とあるのは、「登録申請書」に改める。

（計量法関係手数料令の一部改正）

第三十四条　計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に、「第二条第六号」を「第三条第八号」に、「（同項」を「（法第十七条第一項」に改める。

（保険業法施行令の一部改正）

第三十五条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の三第二項中「はつて」を「貼つて」に改め、ただし書を削る。

附則第八条の五各号中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

（動産・債権譲渡登記令の一部改正）

第三十六条　動産・債権譲渡登記令（平成十年政令第二百九十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

第二十二条第一項中「以下この条」を「次項」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を削る。

第三十三条中「第六条第三項中」を「第六条第二項中「法第二十九条第五項」とあるのは「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）第十九条第七項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第五項」と、」に改め、「（平成十年法律第百四号）」及び「（同条第四項の規定により意見書の副本とみなされる電磁的記録を含む。）」を削る。

（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部改正）

第三十七条　地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第一号ニ中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第二項ただし書を削る。

（後見登記等に関する政令の一部改正）

第三十八条　後見登記等に関する政令（平成十二年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

第十六条第一項中「以下この条」を「次項」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を削る。